

令和4年度事業計画

I. 基本方針

東京農業は、市街化区域を中心とする都市地域をはじめ都市近郊、山村や離島に至る広範な地域において、それぞれの地域特性を活かした農業が営まれ、生鮮野菜をはじめ花き・観葉植物などを生産し都民に供給している。また、農地は生産の場としてばかりではなく、緑地空間や災害時の避難場所を提供するなど、多面的な機能としての役割を担っており、今後とも良好な状態で保全・管理に努めていかなければならない。

しかし、担い手の高齢化と農業後継者の確保難は進行し、農地の遊休化や耕作放棄地が増加する傾向にある。

一方、規模拡大に向けて意欲的な農家や担い手、農業後継者をはじめ新規参入をめざす人たちも少なくない。また、出荷するほどの量は生産できなくても遊休化した農地を活用して、地域で自給野菜の生産に取り組むところもある。

昨年3月に策定された「土地改良長期計画」では、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」と「多様な人が住み続けられる農村の振興」、「農業・農村の強靱化」の3つの政策課題を掲げ、農林水産省の令和4年度農業農村整備事業予算は、その実現に向けて具体化されている。新規事業はもとより、これまでの事業や制度をより現実的なものとして見直すなど、地域課題の解決に向けて法改正も併せて行うこととしている。

東京農業の課題を解決するためには、農地を優良な生産基盤として整備し、担い手に集約しながら地域に根差した農業を振興して、活力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。そのためには、東京都をはじめ会員団体と連携し、国の施策を具体化し計画的に事業導入に取り組み、会員共同の利益の増進と東京農業の発展に向けて、定款に定める次の事業を積極的に推進する。

II. 実施事項

1. 土地改良事業等に関する技術的指導・援助並びに業務受託

- (1) 土地改良事業等の調査設計・積算及び換地業務の指導・援助
- (2) 土地改良事業等の業務受託
- (3) 土地改良区への指導・援助
- (4) その他土地改良事業等に関する指導

2. 土地改良事業等に対する相談・教育・広報事業

- (1) 職員の質的向上と相談業務への迅速対応
- (2) 土地改良に関する各種研修会の開催
- (3) 広報誌「土地改良だより」の発行・配布
- (4) 参考資料及び各種情報の提供

3. その他本会の目的を達成するために行う事業

- (1) 国、東京都及び全土連等から委託された調査並びに事業の実施
- (2) 土地改良制度の改善整備
- (3) 国及び東京都へ農業予算確保の建議、陳情
- (4) 土地改良事業等に功績のあった会員または個人表彰の推薦
- (5) その他必要な事項